

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸ノ内ビルヂング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 高須裕三
 印刷所 関東図書株式会社
 定価100円(年間購読料千円)
 1973年11月25日発行
 第5巻 第11号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 5 No. 11

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデン1973年総選挙報告(1)

The Report of 73' General Election in Sweden (1)

常務理事 高須裕三

Managing Director, Prof. Yuzo Takasu

(1) 総選挙の結果

1973年9月16日(第3日曜日)に行なわれたスウェーデン総選挙は、種々のハプニングが集中したあげく、翌17日夜には暫定結果として、左右両ブロック同数の175議席と発表された。19日夜には郵便投票の開票結果が速報されたが、それは社会主義ブロックが約5,000票多くを加えたというだけで、17日夜に打出されていた保守ブロック対社会主義ブロックそれぞれ175議席という行詰まり状態に何らの変化を与えるものでもなかった。

ここでスウェーデンの5大政党をその性格の色分けによって右から左へ列挙すると、最も右寄りに「穏健党」(旧、保守党)、「中央党」(旧、農業者党)「自由党」(別名、国民党)、「社民党」(正式には社会民主労働党)、「共産党」の順になる。それぞれの成績の確定数字はつきのごとくである。

得票率は保守ブロック48.80%、社会主義ブロック48.87%で、その差僅かに0.07%という白熱戦であった。

1973年9月16日 スウェーデン総選挙(国会議員)の結果

政党	得票数	得票率	選挙前に比べ		獲得議席		選挙前に比べ	
			%	%	議席	%		
穏健党	737,584	48.80	14.29	+2.8	51	+10		
中央党	1,295,246		25.10	+5.2	90	+19		
自由党	486,028		9.41	-6.8	34	-24		
社民党	2,247,727	48.87	43.55	-1.7	156	-7		
共産党	274,929		5.32	+0.5	19	+2		

(Dagens Nyheter, 22, Sept. 1973)

(2) 種々のハプニング

今回の総選挙には、ハプニングが集中したと書いたが、その第一は、国王 Gustaf VI Adolf が選挙日の前夜にご他界なされたことである。翌日、街の各所に弔旗たなびく中で総選挙が行なわれることとなった。国王はすでに91歳に近い高齢であったので、国王の危篤が伝えられた8月下旬からこのことは予期されていたとはいえ、選挙当日それが保守と革新とのいずれの投票に心理的影響を及ぼしたか。おそらく双方について幾分かの促進があったのではないと思われるが、これは政治心理学上の一つの教材となるであろう。

さらにこのことは左右両ブロック同数となって行き詰まったとき、保守連合の方にパルメ退陣要求の一つの口実を設けさせることになった。政治史上の慣例を見ると、従来、首相は国王によって任命される形式なので、国王の死とともに首相は辞職するのがこの国の常例で、近くは1950年 Gustaf V の死に際して時の Tage Erlander 首相は(形式的かもしれないが、とにかく)辞職しているというのである。スウェーデンはいま新憲法制定の途上にあって(つぎの国会による2回目の承認をまたねばならないが)、それが実施の暁には国王は完全に象徴的存在となって形式的にも政治と無関係になるはずであるが、その境界線のような時期に今度の左右同数の行きづまりが起ったのは、まさに不思議なめぐり合わせであった。

第2のハプニングはSIFO(スウェーデン世論調査所、ギャラップに相当、所長は社会学者の

Zetterberg 教授) の選挙予測が、まるで神わざのように適中したことである。保守ブロック、社会主義ブロックそれぞれ新議席は175、得票率48%と選挙日の2日前に発表したが、最終結果とピタリと符合していた。いままでSIF Oの社会調査の方法については、この国の一部の社会学者から批判もあったが、今回の政局混迷の中で独り男をあげたのはこの世論調査機関であった。

第3のハプニングは電子計算機読みとりのミスである。投票の16日の夜から開票結果がづぎづぎに「スウェーデン・ラヂオ」(テレビ)によって速報され、結果の予測が打出されてきた。16日夜のはじめの頃は、保守ブロックの2議席優勢を示していたが翌17日の暁の頃には逆転し、午前6時のテレビ速報は社会主義ブロックの2議席勝ちをほぼ確実の形ちで放映した。これを受けて同日午前、社民党事務局長は談話を発表し、未着の郵便投票による逆転はないものとして、社民党単独政権の準備を進め、他党との連立は考えない旨を表明した。

この時点で印刷にとりかかったスウェーデン最大の発行部数をもつEXPRESSEN紙は、その日の夕刊に「(中央党首) Fälldin は選挙には勝ったが Palme 政権は存続する!」と見出しを掲げ、さらに小文字で「Fälldin は選挙の勝利者となったが、政権の争奪ではPalme (社民党首) に敗けた。Palme は共産党の支持を得て居すわる。ブルジョア3党の議席174に対して社民党と共産党とを合せて176である。」と報道したのは、この日午前のテレビ速報に出た票読みの正確を信じていたからであろう。

ところがその夜遅くテレビは175対175の同数だと突然発表して聴視者を驚かせた。票読みの側に見落としがあったらしく、とんだハプニングが重なったものである。そのあとこの訂正の電波が世界をかけめぐったのはもちろんである(日本の各紙も訂正の記事を載せた)。これで18日から左右同数の行きづまり状態となってしまった。

(3) 論争の焦点 一失業問題一

スウェーデンテレビの人気番組 Rapport (報告)の企画による社会意識調査が選挙前の8月に実施され9月4日発表されたが、市民の関心の第1位は「失業」で41%の多きにのぼった。そのつぎに「犯罪」(これは8月下旬のストックホルム目抜き通りでの銀行人質強盗事件が強く影響した

ものと思われる)、「労働環境」「重税」「物価高」などと列挙された。そして今回の総選挙の与・野党論争の焦点はこの失業であった。

スウェーデン経済を概観すると60年代は国際貿易の自由化の波を背景として景気は順調で「陽の当たる段階」であった。ところが70年代に入るとアメリカを中心とする貿易不自由化の波や、ブロック化の壁に制約されて景気は不調に傾き「日陰の段階」に入ってきた。他方、60年代に達成した労働条件の高水準のため貿易競争にも不利となる面をかくしえず、60年代に達成したほぼ完全雇用の状況が、70年代に入ると「失業」の小波に洗われるようになってきた。中央統計局の数字によると失業率は70年に1.7%、71年に2.8%、そして選挙前の73年8月にはやや回復して2.6%という状況であった。

もとより社会保障の整った今日のこの国では、1930年代当時とは「失業」の意味も段違いに変わり、餓死の心配とは無関係である。人によっては失業を機に外国旅行をする者もあるほどである。

しかし60年代に急に拡充された多くの大学卒業生に知的適職の提供不十分であることが、インテリ失業の性格を濃くし、そのための思想急進化が共産党助長の一因となっている。

政府はこの国の被用率は世界一に高く(800万総人口の2分の1)、女性・老人・身障者まで就業申込の手続きをするので失業が高率となるのだと説明し、失業の波に抵抗できないこれら社会的弱者救済のためには税による直接手当が必要だと主張した。

それに対し野党の中心勢力、中央党首 Fälldin は、重税、ことに企画への重税が不況一失業の原因であり、中小企業への3年間無利子融資、新規雇用分への雇用税の3年間中止、そのほか雇用増大につながる企業の投資には年金基金よりの融資をせよと要求した。

この2つの立場は、福祉社会の2大支柱としての国家と企業とに関する政策上の根本問題であり、70年代に入って一層深刻に論議の岐れる所となるものであろう。

失業問題とならんで今回の総選挙論争の焦点の1つとなった「Decentralisation」については稿を改めてご紹介したい。

福祉指標による

日瑞福祉水準の比較研究(1)

—教育・文化—

Comparison of welfare in Japan and Sweden, using indicators
—education, culture—

早稲田大学教授 中 嶋 博
Prof. Hiroshi Nakajima

○ はじめに

明治以降今日までのわが国の社会・経済の急速な発展、とくに戦後における驚異的な経済成長は、周知のように世界注目の的となっている。ところでこれをもたらした重要な要因として、教育の普及が発達があげられている。

昭和37年に公刊された文部省の教育白書「日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達—」は、教育を投資の面から、すなわち教育の展開を経済との関連に注目して検討したのものとして、画期的なものであった。

ところでこの白書の最後のところで指摘されている「教育投資の効果は、決して直接的な経済効果のみをみざす理論ではなく、国民の福祉を増進し、広く、社会の進展において、その効果を求めるものであることを忘れてはならない」（同書144頁）とされていることが、どれだけ一般に認識されていたであろうか。

その具体例として、義務教育就学率がある。すなわち、わが国は1968年度主要国と同じく99.9%という高い比率にある。ところで昭和45年度の教育白書『わが国の教育水準』ではそのことに関し、「……学齢期の児童・生徒のほとんど全員が就学している。しかし病気や経済的理由などにより長期間学校を欠席する児童・生徒が少数とはいえ存在することは見落せない。わが国の小・中学校の長期欠席者（年間50日以上断続または継続して欠席した者）の数は、毎年減少しつつあるが、昭和44年度間において約6万6千人であり、全児童・生徒の0.5%である。欠席の理由は、病気によるものが最も多く全体の66%を占め、学校ぎらいによるものが20%でこれについている。経済的理由による長期欠席者に対する就学奨励の対策も必要である」（同書13—14頁）と断じている。

1 教育・文化における福祉指標 作製の必要性と困難性

われわれが、教育・文化における福祉の点を問題にしたいのは、まさに上記の点にある。ところが福祉という概念を分析して普通、「物的な福祉」「低次の福祉」と、「精神的福祉」「高次の福祉」にわけ、いわゆる社会保障と称されるものは前者に属し、「教育」や「文化」は後者に属すると考えられている。しかし福祉国家というのは、「低次福祉」「物的福祉」の保障にとどまらず「高次の福祉」「精神的福祉」としての教育の保障がじゅうぶんなされているのを知るのである。（拙著『福祉国家における教育』昭40）

ところで北欧では、教育と福祉の区別がつかないといわれているが、両者がかなり保障されているがゆえにほかならない。とくにわれわれが比較の対象としているスウェーデンでは、奨学金や学童・生徒給食費は、国家予算の取扱いにおいては、文教費ではなく社会保障費の中に入れられているように、両者はきわめて接近しており、表面上の数字のみによって判断することは危険がある。

具体的にさきの義務就学率についてみるならば、『ユネスコ統計年鑑1971年版』（Unesco statistical yearbook, 1972）によれば、スウェーデンでは7歳児96.5%となっており、わが国より3.4%も低い。しかしこれは身体的に虚弱なもの、情緒障害児等を病院その他の施設に収容し知療を加えているものであって、ましてや長欠児童などを数字の中に含めているのではない。その何よりの証拠に、10歳児では100%になっているのを知るのである。

このような観点に立つ時、教育・文化における福祉指標を作製することのさらなる困難を感じる。もちろん一学級あたりの児童・生徒数のような具体的なものについては、わが国では幼稚園保育要領および学校教育法の定めるところによって、幼稚園から高等学校まで40人、一方スウェーデンでは、3～4歳児15人以下、5歳児20人以下、小・中学校23人以下、高等学校28人以下とされ、それ

は平均して質的にはわが国の2倍に当るというように、指標化することの簡単なものもある。

しかし以下に、あえて、(1)就学前教育では地域格差、(2)初等教育では父兄負担額、(3)中等教育では奨学金、(4)高等教育では学生への福祉、サービス、(5)成人教育では学習者への財政援助、(6)文化では新聞、図書、電話、テレビ、(7)国の政策では対GNP比を、日瑞両国の福祉水準を計る指標として設定する試みを行ってみることにした。

2 就学前教育の問題—地域格差—

わが国の幼稚園就学率は、昭和46年56.2%（文部統計要覧昭和47年度）であり、これをスウェーデンの2%と比較すると（Siv Thorsell & Marianne Karie Before School Staits, 1969）圧倒的に高い。しかしスウェーデンでは約40%の児童が保育所に収容されており、この保育所は、教育センターとして作用していることを忘れてはならない。（拙論：スウェーデンの就学前教育の動向と特色「日本比較教育学会会報第8巻」昭47）

ところがわが国では、『子ども白書、1971年版』が鋭く指摘しているように、ひどい地域格差の問題がある。たとえば四国の香川県と隣県の高知県を比較するならば、84.3%、14.9%といった具合であり、その差は余りにもはなはだしい。もちろん高知県で就学前教育施設がないわけではなく、保育所がある。しかし、そこでよい保育がなされているという保証はない。しかも昭和46年度『厚生白書—子どもと社会—』の指摘するように、保育所は年々整備されており、入所児童数も増加しているが、その地域的バランスに欠けていることはきわめて大きな問題点である。もちろんスウェーデンでも就学前教育施設は都会に偏在しているうらみがあるが、1975年までには5歳児義務就学を実現すべく目下整備中であり、わが国ほどひどくない。

わが国では、事実、保育所のない市町村は、全国約3,300市町のうち、約500市町村にものぼり、乳児保育は現在、働く母親の強い要求になっているのである。こうした実情を省みることなく、かの中教審答申で、文部省側が、5歳児の義務就学を考えているのに対して、厚生省側が疑義をさしはさんでいるのは当然のことといえる。

わが国で高校より高い保育料ということがいわれるが、私立幼稚園の公費助成はたった0.8%に過ぎないことによっても理解することができよう。

一方スウェーデンでは地方自治体によって運営されるものが圧倒的に多いが、一定収入以下のものは無償、一定額以上の収入のあるものは、定められた段階表により一定額の保育料を差出すが、それは月額平均20~40クローナ1（クローナは約63円）ときわめて僅かの額ですんでいることに言及しておく必要があるだろう。

（Astrid Wester, The Swedish Child, 1970）

3 初等教育における問題

—父兄負担額—

スウェーデンでは、学校給食費の無償もさることながら通学費も支給される。わが国で給食費の毎年の値上りはきわめて顕著である。そしてこれらが父兄の負担額の毎年の上昇となってあらわれているが、昭和44年10月1日~31日の間だけでも6学年平均5,261円となっている（文部統計要覧、昭和47年度）。これに対比させる統計がスウェーデンにはないが、いわゆる学校教育に関する父兄の負担は皆無であることは確かである。

ちなみに、わが国で義務教育修了前の児童が2人いる世帯では、家計現金支出に対する児童養育費の割合は31.3%であり、児童が3人いる世帯では、その割合が38.8%にも達している。（厚生白書昭和46年版、85頁）

スウェーデンでは1930年代に、グンナール・ミユルダール教授夫妻の提唱、すなわち子どもをもつことによって、家庭の実質的生活水準を低下させることの決してないよう、児童手当を十分に支給すべきであるとの意見が広く認められ、今日ほぼ完璧な姿にまで実現し、わが国におけるような問題は存していないといえよう。

（注本稿は昭和47年度厚生省厚生科学研究補助による研究成果の一部である。）

（次号につづく）



『新スウェーデン婚姻法とその社会的背景』(1)

Swedens New Marriage Law and its Social Setting

(ストックホルム大学大学院) 竹 崎 孜
Stockholm University Osamu Takesaki

はじめに

終戦以来、日本はめざましい経済発展をしたが、その繁栄ぶりはあくまで表面上にすぎない。繁栄の影には、がむしゃらな経済成長政策がつくり出した世界最悪の公害、庶民住宅は極端に不足、長年働いたあげくむかえる老後生活の保障は殆んど皆無、病人を出せば家計維持は不能など、国民の最低限度の文化的、健康的な生活の必須条件の問題は未解決のまま数多く残されてある。

個人がみずからこれらの問題の対策をたてようにも、はげしくなるばかりのインフレと地価の暴騰の前には、完全に不可能であることを発見するだけにとどまる。事実残された唯一の方法は、社会全体で総合的政策に基く解決策しかありえない。いわゆる社会福祉国化である。日本人が今日ほど社会福祉国化の必要性を痛感したことはかつてなかったであろう。

そこで、社会福祉国スウェーデンへの関心が高まったのは、ごく自然な成行きといえよう。ところが、紹介されるスウェーデン情報とは、常識を欠いた独断的なものや、商業主義に迎合した興味本位のものの氾濫である。

1つの国とその国民をよく理解するのは、勿論至難のワザだが、わずか表面だけを見て内面的な事柄や全体を判断しようとする安易な態度が、往々に取返しのつかぬ誤解をもたらす原因のようだ。

さて、スウェーデンの婚姻法についてだが、近年、日本でもこの分野の研究・紹介がますます盛んとなりつつあるし、また筆者は、1966年以来、ストックホルム大学大学院に在籍、専攻の国際法とあわせて社会福祉国家の研究を行ってきたわけで、家族法の専攻者ではないが、スウェーデン社会研究所理事の内藤英憲教授から強いおすすめを受けたので、婚姻法が今回大幅に改正されたのを機会に、改正内容のあらましをニュースとして紹介すると同時に、改正の動機となったスウェーデンの社会的背景の説明をもちに加えてみたいと思ふ筆をとった次第である。

(1) 婚姻法改正主旨と施行開始時点

新婚姻法は、1973年2月の通常国会を通過、1974年1月1日より施行開始のはこびとなる。

現行の婚姻法は、1920年制定以来すでに半世紀を経過したが、世界の同種の法典中もっとも先進的との定評が与えられていた。

それが今回の改正によってさらに近代化するわけなので、あたらしい内容は、まさにほかに類をみない革新的性質を備えている。

なるほどフリー・セックス国らしい、と妙な感心をする人々がなかにはあるかも知れぬが、新婚姻法の革新的内容とフリー・セックス間に何ら直接的関連性はない。そもそも当のスウェーデン人にとって、フリー・セックスなる言葉ほどわけの分からないものはなく、外国人に反対に具体的な説明を求めてくるほど、フリー・セックスとは、外国のマスコミがわけも分からずつくり出した言葉にすぎない。

より大事なことは、社会のなかでもっとも保守的色彩の強いグループの一つである法曹界が、スウェーデンでは、たえまなく変りゆく社会現象を直視、しかも常に前向きな態度で現実問題に対応する点であり、注目に価する。

北欧諸国(デンマーク、ノルウェー、アイスランド、フィンランド、スウェーデンの五ヶ国)のあいだに、政治、経済の分野における密接な相互協力体制が出来上っており、その中核をなすのが北欧閣僚会議。おかげで北欧人は、北欧五ヶ国間の往来にパスポートは不要だし、また、各国の労働市場は相互に開放されてあるので、どこに職をみつけて住みつくのも自由だ。

法律面でも、各国まちまちの法律を整備、将来北欧諸国共通の統一法典をつくる作業も準備中である。

そこで、スウェーデンのこの新婚姻法案も統一法典用として、ほかの北欧諸国に提示されたが、急進的な内容のために時期尚早ときめつけられてしまった。

社会機構、その他多くの面で共通性をもった社会福祉国の北欧諸国でさえ、新婚姻法に対する反

応はこの状態であり、まして北欧以外の諸国では正しく理解されにくいではなからうか。筆者はこんなことを感じたので、単に新法の紹介にとどまらず、それを生み出すに至った社会状態をも説明しておくことが重要だと思ったわけである。

改正の要点は、婚姻、離婚にともなう法律上の手続きの簡略化である。

理由は、婚姻の概念を、

「婚姻とは、独立な人格のあいだの任意的な共同生活の形態であり、各人の独立性と両者間の共同性をともに有する」

と定義、婚姻と離婚に関して、当事者以外の社会や国家や教会などによる介入は最少限度にとどめるべき、との結論に達したからである。だから、最早、これまでの社会秩序維持的思想をあてはめにくいのは、明白であろう。

(2) 改正内容のあらまし

婚姻の簡略化

婚姻には、当事者双方が証人を前に婚姻の意思表示を行えばこと足りるようになる。いままでは、あらかじめ婚姻の予告の公示を三回行って何らの障害のないことを確認しなければ正式許可はもらえなかったから、割合に手間と時間がかかっていた。ただし、伝統的な教会での挙式や指輪交換の方式も引続き残されるので、いずれの婚姻手続きをとるかは本人達の自由選択にまかされる。

血族関係のない親族同志の婚姻は禁止されていたが今回合法化、息子と実父の後妻との婚姻などが可能となる。さらに、異父（異母）兄弟姉妹同志の婚姻も、国の特別許可があればよいことになる。つまり、婚姻を禁止する範囲がまわめて小さくなった。

この国でも、以前の婚姻に対する一般国民の考え方は、日本のそれとも類似していたが、戦後着々と充実した社会福祉制度と女性の解放・地位向上にともない、婚姻の概念もだんだん変貌をとげたのである。

変化がもっとも顕著だったのは女性の側であった。同一職種・同一賃金の実現で女性の収入が増加して経済的自主性を獲得、児童保護重視主義の社会保障のおかげで児童の生活は社会が保障、それだけ女性が男性の経済力へ依存する程度が急速に低落した。長らく続いた男性中心社会体制の解体である。

女性が男性を選ぶのにも、男性の社会的地位や

収入にはほとんど無関心で、もっぱら人物本位主義だ。婚姻は女性にとっても、三食昼寝付永久就職用のつもりはなく、どんどん外へ働きにでる。

現在スウェーデン女性は、18、9歳の年齢に達すると親元をはなれ独立生活をはじめるのが普通だから、就職についても、嫁入り前の腰かけ・お茶くみタイプの日本女性と違い、将来性ある専門的適職を真剣に求める。その為に、教育を受けるにも、男性同様に、資格や実力を取得することに最重点をおく。

また、親が結婚準備をしてやる習慣は残っておらず、とにかく女性に限らず、若い世代は自立心が非常に強く、他力本願を嫌う。

女性の社会的地位を強化したものの1つに、婚姻外の子（日本人のいう私生児のこと）の法的地位が改善されたことが挙げられる。

婚姻外の子を道徳的にとやかくいった時代はスウェーデンではすでにすぎさり、実子同様の法的地位が保障されており、女性が、子供のために、みずからを犠牲にした無理な婚姻を行う必要性も完全になくなった。

元来、両親が法律上婚姻していないことをもって、子に犯罪者のごとき汚名をかぶせ、さまざまな法律上、社会生活上の不利益を強制してきたが、これは基本的人権の侵害そのものである。

これまでの婚姻とは、女性にとって、社会的使命（家族形成、世間体など）と生活保障（収入・住宅などの物質面）の両方を意味していた。しかし、あたらしい婚姻とは、社会的、生活保障的性格の消えた、双方の人格の純粋な合致に基く共同生活であり、そこに重要なのは愛情であって、法的手続き云々はますます第二次的性質をおびてきた。

いまのスウェーデンで、婚姻に至る通常過程は、一定の同棲（ことわっておきたいのは、日本人が意味する嫌悪感をともなうものではなく、単なる共同生活とでも呼ぶほうが適切かも知れぬ）の時期を経たのち、妊娠や出産を契機に法律上の婚姻手続きをとる。同棲期間の長短は、まさにケース・バイ・ケースであっていちがいにいえぬが、なかには数年を経過して子供が学令期に達しても、婚姻に踏みきらぬカップルも多い。

同棲に特別な方式は不要だが、一定期間を経由したのち同棲生活を継続するか、やがて婚姻へ移行するか、あるいは、従来のように直接婚姻する

かは、あくまで当事者達の自由意思にまかされている。もっとも、いきなり婚姻するケースは、年々減少の傾向にある。

いずれの方式の共同生活の形態を選んでも、社会生活上、法律上の制約や不利益を受けるおそれは皆無に近いから、スウェーデンで婚姻がもつかわゆる社会的意味がきわめて小さいことがよく分るだろう。

実例を職場にとってみよう。

社会福祉が充実した結果、勤労者に対する家族手当、住宅手当、通勤手当など諸手当は一切なくなり、この国の企業体は、従業員の家族状態その他の考慮は無用で、賃金さえ支払えばこと足る。職場の仲間同志でさえお互いの家族状況を余り知らないのが普通。

企業側は、採用時に家族状況につき触れても至極簡単にすませ、あるいはあっさり無視することも珍しくない。就職にかこつけて家族構成などを強制的に公開させるのは、かえってプライバシーの侵害とみなされる。

それから、伝統的婚姻の概念の変遷を促進したもの一つに、旧所得税法の課税方式があった。

社会福祉国と国民の税負担の関係はよくとりあげられる問題である。

世界最高水準の社会保障制度を誇るスウェーデンの国民が払う税金は、たしかに多い。

が、それだけで税金が高いと断定するのは早計すぎる。スウェーデンの場合、税金は各種の生活保障のかたちで国民に還元される割合が非常に大きいから、ロクに生活保障をしない国がとる税金のほうが、仮に税率はずっと低くてもはるかに高いのである。しかしながら、好んで税金を払いたがる人は当然少なく、多少でも軽い税負担を望むのが万国共通の人情であろう。

スウェーデンではすでに述べたごとく、男性に伍して女性が働く時代に入っており、既婚者でもすでに半数が就労、今後も増加が予想されている。女性就労の動機は、生計上での経済的理由よりは、社会の一員としての自覚から男性同様に働くことに意義を見出しているからである。

ところが共働きだと、両者の収入の合算額に対する税率累進式の税金がより多くかかり、案外に実収入がふえず、不満が大きかった。

スウェーデン人に限らずヨーロッパ人というのは、みずからの生活防衛には積極的で、物価騰貴

その他で生活条件悪化のおそれが生ずると、政府が何とかするまで黙々と待たず、ただちにデモなど行動に出る。マスメディアも、国民のこうした意思表示には敏感に反応を示す。

この税法上の不合理は、女性の勤労意欲をそぎ、ひいては男女同権運動にプレーキをかける危険も出てきた。それではと、とくに若いカップルのなかから、協議離婚をして同棲に切りかえるケースが出めた。始つまり女性が、職業と婚姻とを引替えにしたといえよう。わずかに数年前の話で、たちまち全国的に広まってしまい。しかも、婚姻を計画中だった人々を考え直すはめになり、これですらに多くの同棲カップルをつくり出すもとなつた。

当時の税法規定によれば、同棲カップルの収入も夫妻同様に合算課税すべきとされていたため、国は脱税行為とみなし家庭訪問調査を考えたが、あまりに龍大な対象者数と、調査用の人件費もバカにならず、結局、税法のほうに改正された。その結果、正式夫妻であっても合算課税はとり止め、個別に課税する新方式を採用、国の側では、この問題に終止符を打った。家族なる形態が、税法上存在しなくなったわけである。

だが、婚姻届を再び出してくるカップルは皆無で、かえって法的婚姻手続きをとらぬ共同生活（同棲）をちっとも不自然とみない風潮だけが広まったあとであった。

婚姻に関する統計がこれを裏付けている。

すなわち、1966年中に婚姻届を提出したカップルは6万だったが、1971年には3万8千カップルにまで減少、その分だけ同棲カップルが急増したと解釈できる。

離婚の簡略化

婚姻の解消には、法律規定による一定の理由と手続きが必要とされていた。

今後は、離婚のための理由は不要、手続きも簡略化、離婚が短時間のうちに成立するようになる。

まず双方が協議離婚に同意した場合、従来からの法的別居（最少限度年間）は廃止されたので、即座に離婚ができる。

ただし、満16歳未満の子があると、あらたに設けられる再考慮期間（Betanketidの直訳。最少限度6ヶ月間）をおいたのちしか離婚手続きはとれない。満16歳未満の子がなくても双方意見の不一致から協議離婚が不能ならば、やはり6ヶ月間の

再考慮期間を経過したうえで、裁判所へ離婚請求を行う。

それから、法定別居に入る前に、かならず調停に一旦かけることが義務づけられていた。調停の担当者は、裁判所の任命した調停員か、牧師であったが、最近では国民のあいだで人気がなく、充分な機能を発揮していなかった。不人気の原因は、夫婦間のことはあくまでプライベートであり、第三者（ここでは調停担当者）がとやかく介入するのは、夫婦をまるで未成年者か禁治産者なみに扱うのと等しい、と国民の側から反撥が強まったからである。

若いカップルなどは、調停ぬきでは離婚手続きがとれず、仕方なく調停に一応出頭はしても、夫婦とも一言、「離婚します」と宣言したきり調停員の言葉には全然耳をかさず、法的義務を有名無実化するストライキ同然の行為にでることがたびたび起っていた。

こんないきさつもあって、義務的調停制度は廃止され、かわって任意的な制度となる。

だから、もし夫婦が望むならばいつでも相談に応じてくれる。社会全体がますます疎遠な人間関係をつくり出すようになる事実からみて、必要に応じて相談相手になってくれるこの種の専門的機関のもつ社会的機能の重要性は増大するのではなからうか。

次に、離婚原因を明らかにしなくともよくなる。裁判所さえ原因追求は行わない。また離婚請求はいずれの側からも行える。

いままで離婚請求には、不貞行為など一定の具体的原因なしでは不能だったし、しかも、婚姻生活破綻のもとをつくった者には、離婚の請求権は認められていなかったので、この点でも大きな変りようだ。

離婚原因が不問となるのに関連して、慰謝料、損害賠償金、扶養料なども消滅してしまう。なにしろ離婚を引き出すもとなつた張本人の決定が不可能となり、誰に対して請求すべきかさっぱり判断がつかなくなる。しかも女性の経済力の増大で男性の経済力にばかり頼り、自主性を欠いた時代がすぎた証拠である。

だから、離婚をめぐる経済上の問題がからむ要素はきわめて少ない。加えて、スウェーデン人独特の穏やかな国民性もあるのか。男女仲がもつれて、物騒な出刃包丁や硫酸の登場する場面はあり

えず、まして母親が子を殺害する事件は稀有のこと。スウェーデン女性は、どんなことがあっても最後まで子供だけは手放したがないのが通常である。

婚姻とは、すでに述べたとおり、独立な人格のあいだの任意的な共同生活を指す。いつか愛情が冷めて共同生活解消を考えはじめれば、もはやそこには共同生活維持のための自発的意欲が欠除、ほかに手段がないと別れる以外に方策はない。この場合に親近者、友人が介入することなく、あくまで当事者の手にまかせられる。

こう書いてくると、感情的な問題も含めて、いかにも万事スムーズにことがはこぶ印象を与えるかも知れない。

しかしながら、同棲にしる、婚姻にしる、共同生活は、お互い対等の立場と条件で始められるだけに、常に相手の立場になって考えることが要求される。まして、将来の生活保障など物質的保証を前提としないだけに、精神的連帯感が両者をつなぐ唯一のきずなであり、精神面のヒビは、直接共同生活の破綻を意味する。現代の人間ほど、強い独自性をもち、それを大事にするから、もろくくずれる婚姻がふえる一方であろう。

同棲、婚姻に対する社会的、法律的制約がなくなると、ルーズな男女関係がふえ、道徳低下を来たすと、一部では考えられがちだが、スウェーデンの現状からも明らかのように、精神的なものが両者をつなぐ唯一のものだけに、配偶者の決定のときには、かえって慎重な態度をみせる。したがって、いまのスウェーデンにおける男女の共同生活形態が、伝統的道徳観念をもって判定する対象の範ちゅうをこえた、異次元の性質のものである点を、この際とくに強調しておきたい。

法改正で離婚がたやすくなるが、離婚がこれで激増するとは思われない。なぜならば変った社会状態に対して、法律が旧時代化していた不合理を改正したのにすぎないからである。

(次号につづく)



コンピューターを利用したスウェーデンの 公共ドクメンテーション・システム

顧問 小野寺 信

はしがき

適時適切に、正確な情報を入手したいという願望は、日一日と高まって来た。だが、これと同時に情報の量も増加している。こういう願望を最も簡単に満させる手は、雑誌の記事や報告を印刷して頒布する方法である。書籍や特許書や会議の印刷物なども、この目的のために大きな役割を演じている。いろいろ違う文献を一般向け利用を表現するために、ドキュメントという概念が使用される。印刷された情報をあとで調べられるようにするため、いろいろな出所から出た情報を、中央機関で整理保管する。こうして整理された情報は一般に出版公示されることもある。こういう情報を引き出すために欠くこの出来ないデータは、著者、題名、雑誌名、巻冊、ページ、発行場所、版の種類等に正確に示すことである。照会機関においては、照会事項がグループまたは種類別に整理され、登録コードで容易に索めざれるようになっている。なお最近では照会事項がますます殖えるので、その取扱を能率化するために、照会機関をコンピューター式に代えるようになった。ある定まった照会機関で、情報セットに使われるマグネットバンドの内容は、データベースと呼ばれている。マグネットバンドからのコピーは、飛行便でいろいろな方面へ送られる。それで照会機関との連絡は、印刷にたよるよりも遙かに迅速に運ばれる。ことによっては10乃至15週間時間の節約にもなる。

照会機構を設定する親元は、それぞれ自分に都合のよいように定まった守備範囲を定める。とはいうもののセンターのカバーする範囲が広まりがちで80乃至90%も他と重複することがあるが、大体においてこんなことは極く稀であると見て差支えない。

スウェーデンにおけるコンピューターベースのドクメンテーション

スウェーデンではデータベース設立に必要な

費用の大部は、国立科学情報文献委員会 (Statens Råd för Vetenskaplig Information och Dokumentation = S I N F D O K) から出ている。この国のデータベースの大部分を所有しているセンターは、王立工業大学図書館 (K T H B) とカロリンスカ研究所所属の微生物医学ドクメンテーション・センター (B M D C) である。それぞれデータベース六基および三基を備付けている。この外小型のものだが国防研究所インデックスとアトムエネルギー株式会社と農業大学 Ultuna-図書館もデータベースを持っている。

スウェーデンにおいてはデータベース式の文献引出し技術の歴史は新しくせいぜいここ10年以内のもので、大多数のものは2、3年前に生れたものばかりである。この仕事の歴史が浅いのでコンピューターの記憶容量の少なかった時代の分まで溯って調べ出すことは、大変高価なものにつく。データベースのサービスの大部は、第一に近頃公刊された文書を、その日その日監視するので精一杯である。

コンピューターシステムを使って文書を探そうとするときは、先ず第一によりデータ・ベースを探し当てなければならない。ところでスウェーデンでは、どのドクメンテーション・センターがどの分野を得意とするであろうか。大まかに見て、B M D C は医学・化学・生物学を K T H B と Atomenergi は多くの工業技術部門と食品および教育機械部門をカバーしている。F O A はあらゆる科目を網羅する基礎報告書の記録分野を農業大学 Ultuna 図書館は農業技術部門をカバーしている。データベース選択案内は、国立企業開発研究所所属の情報文書指導員の仕事である。指導員の仕事は今まで S I N F D O K の費用で賄われていた。

料金について

コンピューターベースの文献探索のための経費

は、直接費と間接費に区分することが出来る。直接費は加入料とコピー料、間接費は利用者側の人件費（主任者の給料および研修費）と文書処理費である。

直接費は年間 300 乃至 500 クローネ、これは質問料と加入料である。加入料は非常に安い。これは政府の補助政策のおかげである。実はドクメン

テーション・センターの経費は可成り高い筈である。

間接経費は判定困難である。しかしこれはセンターから引出した型式を読み易くかつ完全なものにかえて、より効果的にかえる要素であるから、疎そかにすることは出来ない。（I V A から）

家庭生活を通して見たスウェーデンの現況

広島農業短期大学教授 武 則 忠 見



ストックホルムからE-4ハイウェイを北に走ること約1時間、有名なウプサラ教会の尖塔を左手にながめて更に約1時間のところにスウェーデン北部第一の都市ゲヴレ市に着く。それは9月13日の夕闇も濃くなった頃で少し肌寒さをおぼえた。

私は広島青年海外派遣団長として、国際生活体験協会のプログラムにより、14名の勤労青年代表14名の諸君と人口8万5,000人のこの町で2週間家庭滞在を経験したのであるが、団員を1名ないし2名づつ家族の一員として暖く受け入れて下さった家庭は、医師、弁護士、教師、建設会社技師、旅行代理業、銀行員といった職業の方々に、日本に対する関心は驚くほど高かった。それだけに、団員諸君は各家族から、禅や教育問題、政党や天皇制、経済発展と公害、農業、人口問題、海外協力、税金・インフレ、労働問題、青少年の動向と世代間ギャップといった質問をうけ、返答に窮すると私に電話で救援を求めてくる。そこでその家庭にかけつけてそれらの質問に応じるといふあわただしい一面もあったが、月曜から金曜にかけては教育・社会福祉・産業施設を見学し、土～日曜

は家族とともにサマー・ハウスに出かけたり、数家庭とともに小旅行を楽しむなど、誠に楽しく有意義な体験であった。

そのお礼として、レストランを借切って「日本の夕」を催し、各人が滞在させて頂いた全家庭の家族、世話下さった知事や訪問機関の関係者を招待し、日本から持参したちょうちん、ポスターに即製の折鶴で会場を飾り、全員ゆかたに着かえて日本舞踊や新旧民謡を披露し、茶・生花・折紙・切紙細工のコーナーを設けて接待したが、これは大当りで、お別れの朝は駅頭に全家族が見送って下さり、抱き合い涙を流して別離を惜しむ光景となり、今も忘れえぬ印象である。全くスウェーデンの人々は気取らず、遠慮がちで、しかも心のふれ合いのあたたかい国民である。

われわれは出発前の3カ月間、スウェーデン社会研究所の資料を中心に事前研修をして訪問したが、諸施設を訪問してそれらの知識を確認するとともに、交通信号が色だけでなく、盲人のために音のサインを出していること、ニュー・タウンの新設学校では、将来の入学を予想して身体障害児童・生徒のため、最初から車椅子用便所が設けられているなど、細かい、しかも、徹底した配慮に福祉政策の本質に触れたのであって、文献だけでは体験できない点であった。

さて、家庭生活ということになると、職業、家族構成、夫婦の考え方、民族性（引受け家庭にはドイツ系、スイス系、フィンランド系の方もあった）によってニュアンスが当然違ってくる。たまたま私の泊った家庭の次男（ウプサラ大学生）と団員の1人の泊った家庭の長女（18歳）どが婚約中であったが、親間の交際も盛んで、娘親は日本

と同様娘の行動や意見に細かい配慮をしており、とてもフリー・セックスといったものではなかった。もっともウプサラ大学学生寮を訪問すると、男子学生の隣り部屋が女子学生の部屋という具合で、「性」による平等は進んでいるが、娘の父親が町を案内してくれた時教会に立寄り、「私どもはこの教会で結婚したのですよ」と内まで案内してくれたし、医者家庭では「教会で挙式するかどうかは別として、若い世代で雑居家族の傾向がみえてきたのは困ったものだ」と顔をしかめていた。

到着2日後にグスタフ6世のご逝去、その翌日が総選挙であって、スウェーデンの《政治の季節》にぶつかった。ご逝去の報が伝わった時の家族の表情、学校では早速全生徒を集めて追悼式がおこなわれて休校に入り、全国一斉に9月25日の大葬まで半旗がかかげられ、毎晩テレビで柩が全国を廻り国民が別れを惜しむ姿が放送され、家族はそれを見ながら先王の遺徳を語りあっていたし、大葬の日は私の泊っていた全くエネルギーな社会活動をやっておられる婦人すら、「今日は何もお手伝いしませんよ」と宣言して、朝からテレビの前に坐って静かに編物をしながら大葬の了るまで動かなかった。

9月19日は26歳の若き新王の即位式であった。この日はストックホルムに出かけたが、王宮前には高官の自動車があわただしく出入していたにしても、イギリスの戴冠式のような華やかなパレードがあるわけではなく、先王の喪は続き、王宮前に集った国民を前に新王が一言所信を語られるだけである。この状況に参加できなかったが、総選挙の結果、右派政党と左派政党の国会議席が175対175と真二つに分れ、「どちらの議員が風邪をひくかによって法案通過が決まるだろう」とか、「来年早々もう一度総選挙しなければ政府は決らないだろう」と言われていただけに、「新王は何をおっしゃっても差支えがでるだろうから、何もおっしゃれないのではないかとささやかれてさえた。そうした中で新王即位の言葉は「スウェーデンのために、今が（立上るべき）時である」であった。

この言葉は翌日の朝食時に朝刊を渡されながら家族から知らされたのであるが、その表情には「新王はよくぞ言った！」という得意さが感ぜられた。その時私は、1960年選挙で若きケネディー

が《アメリカの危機》を訴えてアメリカ大統領に当選し、その就任式で「国家が自分に何をしてくれるのかと求める前に、自分は国家にどのような貢献ができるかを問うてほしい」と訴えた言葉を想起したものである。

世界第一の国民所得をもつアメリカと第二の国民所得をもつスウェーデンで、若き国民指導者が語ったこの類似性こそが問題とされよう。しかも、アメリカと違ってスウェーデンは高福祉政策により安定した平等社会を築いており、対外的には国際的緊張緩和は定着しつつあって、スウェーデンのような中立諸国の発言力は高まりつつある。基調としては誠に良好な条件にある。その中にあって《危機》ムードは何か？

それは今回の選挙が《生活問題》を中心に争われたように、一言でいえばスタグフレーション傾向をどう克服するかにかかっているとみられる。何らかの政策転換を中堅知的階層の家族が求めていることは確かである。その不満を列挙することは、余りにも滞在期間が短かく、家庭状況によって不満の条件も違うので、ここでは避けたいと思う。ただ最大公約数的に言える例を1つだけ挙げるとすれば、わが家の主婦も投票前に「どの党に投票しますか？」とたずねても、「あなたにもそれは秘密です」と答えられた。

一家庭だけは保守党の選挙運動をやっていたが、他の家庭でも絶対秘密は同じで、ストックホルムでも同じであった。しかし、開票後の話題をホローしていると自然にどの党に投票したかがわかる。そこで右派に投票したと見込んだ人に「もし右派連立政権ができたとすると、どのような政策転換が期待されますか？」と水を向けてみると、「外交・防衛政策では変りはない。社会保障政策も不変だ。ただ、私企業の自由活動の幅をもっと拡げることだ」という答えが即座に帰ってきた。

具体的な多くの問題は別に報告書で述べたいと思うが、以上の諸例でもわかるように、私が痛感したことは、「スウェーデンの国民は理想主義と現実主義とがうまくバランスがとれており、コンセンサスの高い国民だ」ということであった。

スウェーデン留学

研究者からの便り

東京大学助手工学博士 白石 浩二

(同氏は日瑞基金の派遣研究員として去年9月渡瑞され、2年間現地にて研究に従事される。)

11月7日

拝啓

過日は、お便り有難うございました。おかげ様で、こちらの生活にもすっかり慣れ、大変順調に生活しております。既に太陽も角度にして20°位で、弱々しく、木の葉も落つべきはすべて落ちたという所です。寒さの方は、一時、急に寒さが増しましたが、その後大分波があり、今の所それほどきびしいとは感じておりません。しかし今年は、昨年と違って、大分寒くなりそうと言うことです。

私のおります Dept. of Polymer Technology の Prof. Rånby の所に、岡村先生が、9月の中旬三週間ほどおられたのは御存知かと思ます。見学や見物に御一緒させていただき、楽しく過ごさせていただきました。岡村先生の講演会の折に、他の日ずい基金の皆様や、こちらのずい日基金の方々にお会いしました。

その後、アメリカからとスイスから著名な研究者が、こちらを訪れ、私のこれまでの仕事を少しお話して、議論していただいたり、大変面白かったです。寒くなって来てからは、他からは、来なくなりましたが、12月には、江崎氏の受賞式があるわけですし、こちらの K. T. H で講演などもある様です。はっきりしませんが、受賞式を見学する機会にも恵れるかも知れません。

過日、こちらの日本大使が、父の間接の友人ですので、御挨拶に伺ったのですが、(最近新任された方です。)日ずい基金、ずい日基金の事など少しお話しいたしました。横の連絡をもっと緊密化した方が良いのではないか、というような事をおっしゃってりました。

今まで、東大での仕事の整理に追われておりましたが、こちらでの仕事の準備を、本格的に始めた所です。高分子の紫外線照射効果について実験を進めようと考えておりますが、今一つ、他のセクション (Dept. of Nuclear Chem.) の所の加連器を使わせていただく実験も折角の機会

ですので、できたらやりたいと思っています。

私ども、これまで、Djursholm の Prof. Rånby の離れに住わせていただいておりますが、11月4日より、Wenner-gren Center という外人研究員の為の宿舎に引越しました。下に住所を記しておきます。銀行の方は、とりあえずは、元の所に口座を置いておく事に致します。Wenner-gren Center は、便利で、設備も良いのですが、家賃が高い (~700kr) ので来年から又、引越して、研究室の方の紹介してくれた学生りように入ろうと考えております。ともかく、こちらは、聞きしにまさる諸物価高であります。

それでは御きげん宜しう。又お便りいたします。

敬具

白石 浩二

Wenner-gren Center KO2

Sveavägen 166

11346 Stockholm, Sweden



お詫び

先般お届けいたしました月報の9号および10号は第5巻のところ、いずれも誤って第6巻と印刷いたしましたのでお詫して訂正させていただきます。(編集係)